

大野市制施行70周年記念ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「大野市70周年ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的として使用する場合を除き、何人も大野市70周年ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 大野市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき。

2 前項の規定により大野市70周年ロゴを使用するときは、大野市制施行70周年記念ロゴマーク使用届出書（様式第1号）を市長に届け出るものとする。ただし、市（市の機関を含む。）が使用するときは、この限りでない。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的として大野市70周年ロゴを使用する場合は、あらかじめ大野市制施行70周年記念ロゴマーク使用申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を審査の上、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第4条 大野市70周年ロゴを使用する者は、大野市70周年ロゴ使用ガイドラインを遵守しなければならない。

2 大野市70周年ロゴの使用承認を受けた者は、前項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(2) 承認された用途のみに使用すること。

(3) 大野市制施行70周年記念ロゴマーク使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第5条 大野市70周年ロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ大野市制施行70周年記念ロゴマーク変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（権利設定の禁止）

第6条 大野市70周年ロゴを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 大野市70周年ロゴの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第8条 大野市70周年ロゴを使用している者が、第4条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他規定に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うものとする。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 大野市70周年ロゴの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他規定に違反したときは、市長は大野市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、大野市70周年ロゴの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

(この規程の失効)

この規程は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。